

暗号資産通信

Altcoin

Bridge

Cryptography

Deposit

Exchange

Fork

Governance

HODL

ICO

Vol.20 クラリティー法案とは ～暗号資産関連規制の基盤へ～

クラリティー法案とは

米国市場で注目されているクラリティー法案とは、暗号資産の規制上の分類を明確化し、管轄当局の権限を整理することなどを盛り込んだ法案のことです。成立すれば、暗号資産関連ビジネス全体の追い風となることが期待されています。

同法案は昨年、下院を通過したものの、現在は上院での審議が停滞しています。その背景の一つとして、ステーブルコインの保有者に対する利息相当分の還元を巡り、銀行などの既存の金融機関が、預金利息よりも魅力的な水準となった場合に預金が大量に流出しかねないとの懸念を示していることが挙げられます。

ステーブルコインに対する利回り

ステーブルコインとは、米ドルなどの法定通貨と価値が連動するよう設計されたデジタル資産で、その裏付けとなる担保は主に米国債などで運用されています。

ステーブルコインの発行体は、これら担保の運用によって収益を得ていますが、この収益の一部をステーブルコインの保有者に還元してよいか議論の焦点となっています。

昨年7月に米議会で成立したジーニアス法では、発行体がステーブルコインの保有者に対して利息を直接還元することは制限される仕組みとなっています。一方で、発行体の関連会社や暗号資産交換所などを介した間接的な還元については、法律の解釈や適用関係が明確でない点があるとの指摘があります。今回の法案では、この利回りの取扱いが、議論の大きな争点となっています。

今後の着目点

足もとの上院での議論では、一部の取引所がサブスクリプション(継続課金)型サービスの一環として報酬を提供することや、支払いや送金サービスの利用推進を目的としたインセンティブとして報酬を付与することについては許容しつつ、銀行預金のように、単なる保有に対して利息を提供することは禁止する方向で調整を進めていると報道されています。

ステーブルコインを利用するメリットが高まれば、これまでの企業間決済を中心とした利用にとどまらず、日常生活での決済手段としてステーブルコインが活用される可能性が大きく広がると考えられます。このほか、利便性が高い「デジタルマネー」としての役割拡大も期待されます。

<クラリティー法とジーニアス法の違い>

	主な対象	法案のステータス	規制の方向性	利用者への影響	ステーブルコインの利息
クラリティー法 暗号資産の規制分類のルール	ビットコイン、アルトコイン	上院で審議中 (2026年4月現在)	規制当局および ルールの整理	規制明確化による取引環境安定	保有者への還元が議論の争点
ジーニアス法 ステーブルコインの 枠組み構築のルール	USDC、USDT	成立 (2025年7月)	ステーブルコインの 規制を構築	ステーブルコインの信用力向上	直接的な還元は制限

※各種情報をもとにアセットマネジメントOne作成

※上記図表などは、将来の経済、市況、その他の投資環境にかかる動向などを示唆、保証するものではありません。
※巻末記載の注意事項を必ずお読み下さい。



アセットマネジメントOne

商号等：アセットマネジメントOne株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号
加入協会：一般社団法人資産運用業協会

投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項

【投資信託に係るリスクと費用】

●投資信託に係るリスクについて

投資信託は、株式、債券および不動産投資信託証券(REIT)などの値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります。)に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

●投資信託に係る費用について

[ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。]

■お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料: 上限3.85%(税込)

換金時手数料: 換金の価額の水準等により変動する場合がありますため、あらかじめ上限の料率等を示すことができません。

信託財産留保額: 上限0.5%

■お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬): 上限年率2.463%(税込)

※上記は基本的な料率の状況を示したものであり、成功報酬制を採用するファンドについては、成功報酬額の加算によってご負担いただく費用が上記の上限を超過する場合があります。成功報酬額は基準価額の水準等により変動するため、あらかじめ上限の額等を示すことができません。

その他費用・手数料: 上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。投資信託説明書(交付目論見書)等でご確認ください。その他費用・手数料については定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用(上限額等を含む)を表示することはできません。

※手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することはできません。

※上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。

費用の料率につきましては、アセットマネジメントOne株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。

※投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国が異なることから、リスクの内容や性質、費用が異なります。投資信託をお申し込みの際は、販売会社から投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめ、または同時にお渡ししますので、必ずお受け取りになり、内容をよくお読みいただきご確認のうえ、お客さまご自身が投資に関してご判断ください。

※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となる場合があります。

【ご注意事項】

●当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成したものです。

●当資料は、情報提供を目的とするものであり、投資家に対する投資勧誘を目的とするものではありません。

●当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

●当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

●投資信託は、

1. 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象ではありません。

2. 購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。

3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。